

台東区防災士認証登録支援補助金交付要綱

令和2年6月1日

(目的)

第1条 この要綱は、地域防災の担い手として防災士認証登録を受けようとする者に対し、これに係る費用を助成することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士認証登録 特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）が行う防災士認証登録をいう。
- (2) 防災士研修講座 日本防災士機構が認証した研修機関が実施する研修をいう。
- (3) 防災士資格取得試験 日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験をいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象となる者は、台東区内に居住し、かつ、避難所運営委員会、地域の自主防災組織又は消防団等（以下これらを「避難所運営委員会等」という。）に属する者であって、当該避難所運営委員会等から推薦を受けたものとする。

(補助金交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 防災士研修講座の受講料
- (2) 防災士資格取得試験の受験料
- (3) 防災士認証登録の申請料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する経費の合計金額とする。

(補助金の承認申請)

第6条 受講料等の補助を受けようとする者は、防災士研修講座受講前に、次に掲げる書類を東京都台東区長（以下「区長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 台東区防災士認証登録支援補助承認申請書（第1号様式）
- (2) 台東区防災士認証登録支援補助金推薦書（第2号様式）
- (3) 講座の日程及び受講料等について確認できる資料

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、台東区防災士認証登録支援補助承認・不承認決定通知書(第3号様式。以下「決定通知書」という。)により、承認の申請をした者(以下「申請者という。’)に承認又は不承認の決定を通知するものとする。

(交付申請及び実績報告)

第8条 申請者は、前条の規定による補助金の承認決定の通知を受け、防災士認証登録を受けたときは、速やかに、台東区防災士認証登録支援補助金交付申請書兼実績報告書(第4号様式。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- (1) 受講料等に係る領収書の原本
- (2) 日本防災士機構が発行する防災士認証状又は防災士証の写し

(補助金交付額の決定)

第9条 区長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、台東区防災士認証登録支援補助金交付額決定通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに台東区防災士認証登録支援補助金交付請求書(第6号様式。以下「交付請求書」という。)により、区長に請求するものとする。

2 区長は、前項に規定する請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第11条 区長は、補助金の交付決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第12条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に申請者に補助金を支払っているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(防災士としての活動)

第13条 申請者は、防災士認証登録を受けたのち、推薦を受けた避難所運営委員会等において、積極的に地域の防災力向上に資する活動を行うものとする。

(状況報告)

第14条 申請者は、防災士認証登録の進捗や推薦を受けた避難所運営委員会等での活動状況について、区長から報告を求められたときは、速やかに報告をしなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は令和2年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和2年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。